

令和6年度(2024年度)実績

精神保健福祉センター所報

(第48集)



熊本県精神保健福祉センター



(C)2010 熊本県くまモン

目 次

I センター施設等概要

1 業務	1
2 沿革	1
3 歴代所長	1
4 施設の概要	2
5 職員の構成	2
6 歳入歳出決算状況	2
7 センターライン(抜粋)	3

II センター業務概要

1 企画立案	4
2 技術指導及び技術援助	5
3 教育研修	8
4 普及啓発	12
5 精神保健福祉相談及び診療	14
6 組織育成	16
7 依存症対策関連事業	18
8 DV対策支援事業	21
9 思春期精神保健対策事業	22
10 自殺対策推進事業	23
11 精神医療審査会	24
12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	25
13 ひきこもり地域支援センター事業	26
14 災害後のこころのケア事業 (熊本地震被災者支援・令和2年7月豪雨災害支援)	32
15 新型コロナウイルス感染症相談支援事業	33

III 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会	34
2 熊本精神科リハビリテーション研究会	34
3 第56回全国精神保健福祉センター研究協議会	34
4 九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会	34

IV 資料

精神保健福祉センター運営要領	35
----------------	----

本書中の実績は特に断りのない限り、令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日のデータです。

I センター施設等概要

1 業 務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく「精神保健福祉センター運営要領」におけるセンターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、下記の業務を行っています。

なお、平成24年(2012年)4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られています。

また、平成28年(2016年)4月の熊本地震直後から、災害派遣精神医療チーム(DPAT)や同年10月に設置された「熊本こころのケアセンター」と連携・協働しながら、被災者のこころのケアの支援等を行っています。

令和2年7月豪雨時にも災害派遣精神医療チーム(DPAT)としての活動や、DPAT活動終結後も熊本こころのケアチームを立ち上げ、被災者のこころのケアや支援者への支援も継続的に行ってています。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1)企画立案 | 9)思春期精神保健対策事業 |
| 2)技術指導及び技術援助 | 10)自殺対策推進事業 |
| 3)教育研修 | 11)精神医療審査会の審査に関する事務 |
| 4)普及啓発 | 12)自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定 |
| 5)精神保健福祉相談及び診療 | 13)ひきこもり地域支援センター事業 |
| 6)組織育成 | 14)災害後のこころのケア事業 |
| 7)依存症対策事業 | 15)新型コロナウイルス感染症相談支援事業 |
| 8)DV対策支援事業 | |

2 沿 革

昭和 38 年(1963 年)	10 月 17 日	熊本県精神衛生相談所開設(県中央保健所内)
昭和 46 年(1971 年)	9 月 30 日	熊本県精神衛生センター設置条例制定(条例第 60 号)
昭和 47 年(1972 年)	4 月 1 日	熊本市水道町 9 番 16 号に新築、開設
昭和 47 年(1972 年)	6 月 17 日	保険医療機関として指定(熊公 197)
昭和 56 年(1981 年)	2 月 5 日	3階増築工事竣工(教育研修部門)
平成 元年(1989 年)	4 月 1 日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成 7 年(1995 年)	7 月 1 日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成 23 年(2011 年)	1 月 4 日	熊本市月出 3 丁目 1 番 120 号(旧保育大学校)に移転
平成 27 年(2015 年)	4 月 1 日	熊本県ひきこもり地域支援センターを設置
令和 3 年(2021 年)	4 月 1 日	総務課及び相談課創設

3 歴代所長

初 代 藤 田 英 介	昭和 47 年(1972 年)4 月 ~	昭和 50 年(1975 年)3 月
二 代 有 働 信 昭	昭和 50 年(1975 年)4 月 ~	昭和 54 年(1979 年)3 月
三 代 南 龍 一	昭和 54 年(1979 年)4 月 ~	平成 5 年(1993 年)3 月
四 代 児 玉 修	平成 5 年(1993 年)4 月 ~	平成 9 年(1997 年)3 月
五 代 中 田 榮 治	平成 9 年(1997 年)4 月 ~	平成 12 年(2000 年)3 月
六 代 舛 井 幸 輔	平成 12 年(2000 年)4 月 ~	平成 15 年(2003 年)3 月
七 代 中 島 央	平成 15 年(2003 年)4 月 ~	平成 24 年(2012 年)3 月
八 代 児 玉 修	平成 24 年(2012 年)4 月 ~	平成 25 年(2013 年)3 月
九 代 山 口 喜 久 雄	平成 25 年(2013 年)4 月 ~	平成 30 年(2018 年)3 月
十 代 富 田 正 德	平成 30 年(2018 年)4 月 ~	令和 5 年(2023 年)3 月
十 一 代 池 田 洋 一 郎	令和 5 年(2023 年)4 月 ~	

4 施設の概要

○位置 熊本市東区月出3丁目1番120号

○名称 熊本県精神保健福祉センター

○敷地 4,440.37 m²

○建物(鉄筋コンクリート)

本館		倉庫	
1階	838.217 m ²	1階	366.617 m ²
2階	597.915 m ²		
延 1436.132 m²		延 366.617 m²	
電話 096-386-1255(業務用) 096-386-1258(手帳・自立用)		096-386-1166(相談用) 096-386-5310(精神医療審査会用)	
FAX 096-386-1256		住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120	
<ホームページ>		URL http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/	
メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp			

5 職員の構成

令和7年(2025年)3月末現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	医療技術員	電話相談員	ひきこもり支援コーディネーター	ひきこもり支援市町村支援員	計
職員(常勤)	1	5	2	2					10
会計年度任用職員		5		2	1	8	1	1	18
特別職非常勤職員	8								8
計	9	10	2	4	1	8	1	1	36

※別途各種相談業務対応を9名(報償費支出)に依頼

6 歳入歳出決算状況

(1) 歳 入	1,369,182 円
使用料及び手数料	418,666 円
諸収入	950,516 円

(2) 歳 出

科目	決算額	内訳			備考
		衛生費	民生費	総務費	
(項) (目) (計)	65,460,013	公衆衛生費他 公衆衛生総務費他 65,442,162	社会福祉費 社会福祉施設費他 17,592	総務管理費 人事管理費 259	
報酬	29,290,314	29,290,314			会計年度任用職員 18名、委員 14名分、特別職非常勤職員 8名 分
職員手当	7,968,505	7,968,505			会計年度任用職員 10名分
共済費	4,938,205	4,938,205			会計年度任用職員 10名分、再任 用職員1名分、育休代替職員1名 分
報償費	12,459,330	12,459,330			研修会講師謝金、相談員等謝 金、文書料
旅費	2,198,275	2,197,017	999	259	普通旅費及び費用弁償
需用費	4,858,597	4,842,004	16,593		庁舎維持費、消耗品等
役務費	984,357	984,357			電話代、郵便料等
委託料	2,354,880	2,354,880			庁舎管理業務等

使用料及び 賃借料	209,330	209,330			システム利用料、施設使用料、高 速料等
負担金、補 助 及び交付金	193,220	193,220			熊本県精神科病院協会費等
公課費	5,000	5,000			重量税

7 熊本県精神保健福祉センター条例(最終改正:平成 20 年(2008 年)3 月 31 日)

昭和 46 年(1971 年)9 月 30 日
熊本県条例第 60 号

熊本県精神保健福祉センター条例

(設置)

第 1 条

精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行
うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6
条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」とい
う。)を熊本市に置く。

(組織)

第 2 条

精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第 3 条

所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮
監督する。

(使用料)

第 4 条

2

診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。
前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)第
1 号及び第 2 号の規定により算定した額とする。

3

既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第 5 条

知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第 6 条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

<参考>

熊本県手数料条例(平成 12 年(2000 年)3 月 23 日公布、熊本県条例第 9 号)第 2
条に定める手数料の額

641

熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1 通につき 790 円

642

熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1 通につき 630 円

(令和元年(2019 年)10 月 1 日~)

II センター業務概要

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

1 熊本県精神保健福祉審議会(所長は行政関係委員)

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	開催なし		

2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度(1996年度)から検討が重ねられ、平成10年(1998年)1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年(2012年)9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会(現・熊本県精神科協会)に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度(1997年度)より設置。健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課所管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	令和6年9月18日	(1) 精神科救急医療体制整備事業の実績について (2)精神科救急医療確保事業に係る常時対応型病院の追加について	14

2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

事業名 業務	技術指導・技術援助										計	
	個別ケース処遇				関係機関事業							
	来所 件数	電話等 件数	検討会 件数	アウトリーチ 件数	来所 件数	電話等 件数	検討会 件数	アウトリーチ 件数	出張分 件数	オンライン 件数		
思春期		3				7					10	
アルコール		33			1	41			3		78	
薬物		26			15	27			12	1	81	
ギャンブル	2	37		1	3	8			2		53	
ゲーム		2				1					3	
社会復帰		4			1	3					8	
こころの健康づくり		16			2	7			6		31	
老人精神保健		2			2						4	
ひきこもり	2	1				5					8	
自殺関連		15			2	60					77	
犯罪被害												
災害			1		3	96	2		13	2	117	
その他	1	17		1	62	256			48		385	
計	5	156	1	2	91	511	2		84	3	855	
		164				688				3		

1 個別ケース・関係機関事業についての技術指導・援助(来所、電話等、検討会、アウトリーチ)

関係機関の個別のケース・関係機関事業について、技術指導・援助した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(個別ケース分: 来所・電話・事例検討・アウトリーチ) (延件数)													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所		11		3			1	2	2			1	3	23
市町村	1	8	3	14		2	1		9		1		4	43
福祉事務所														
医療施設		9	8	5	1		2						1	26
介護老人保健施設		1												1
障害者支援施設			1	2		1	1							5
社会福祉施設														
教育関係													2	2
その他	2	4	14	16	1	1	11		4		2	9	64	
計	3	33	26	40	2	4	16	2	15		1	3	19	164

2 関係機関の事業等への技術指導・援助(来所、電話等)

関係機関への技術指導・援助した件数を関係機関分類毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分)（延件数）													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所		7	2	1		1	3	1	35		9	2	272	333
市町村	1	3				1	1	1	13		26		4	50
福祉事務所														
医療施設	2	19	12	2	1	1	1		2		3		14	57
介護老人保健施設														
障害者支援施設	1												2	3
社会福祉施設		1	1						1		5		3	11
教育関係			7				1		6		2		4	20
その他	3	12	20	8		1	3		5		56	3	19	130
計	7	42	42	11	1	4	9	2	62		101	5	318	604

3 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分)（延件数）													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所		1					6				1		48	56
市町村											2			2
福祉事務所														
医療施設		1	1	1										3
介護老人保健施設														
障害者支援施設														
社会福祉施設											9			9
教育関係														
その他		1	11	1							1			14
計		3	12	2			6				13		48	84

4 関係機関の事業等への技術指導・援助(オンライン対応分)

関係機関の主催する事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分)（延件数）													
	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	ひきこもり	その他	計
保健所														
市町村														
福祉事務所														
医療施設														
介護老人保健施設														
老人関係施設														
社会福祉施設														
教育関係														
その他			1								2			3
計			1								2			3

3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

*ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

	研修会(講習会) ※対象者毎集計		
	件数 (回)	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期	2	2	184
依存症全般	18	18	860
社会復帰			
心の健康づくり	8	8	92
老人精神保健			
自殺関連	22	22	718
犯罪被害			
災害	4	5	237
計	54	55	2,091

1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉医療担当者研修会

期 日	内 容	講 師	参 加 人 数
6月13日(木) 県庁 地下大会議室	①支援者が知っておきたい精神科 対応ツール ②コミュニケーションスキル～より良 い相談対応のコツ～ ③事例から学ぶ支援の視点 ④ひきこもり体験を通して支援者に 伝えたいこと ⑤依存症回復の体験を通して支援 者に伝えたいこと	①玉名病院 精神科医師 矢田部裕介 ②臨床心理士 坂上 由香理 ③菊陽病院 精神保健福祉士 村上 幸大	113 人

2 地域精神保健福祉専門技術研修（本項目については、「14 被災者のこころのケア」に掲載）

災害時のこころのケア研修会：災害時に支援者が住民のこころのケアに適切に対応するため実施

3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健対策専門研修会（「9 思春期精神保健対策事業」の項に掲載）

毎年、学校が長期休暇の期間に、県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催しています。今年度は7月30日(火)に開催し、参加者は170名でした。

(2) ひきこもり対策研修

*詳細は、「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

(3) 措置入院者退院支援事業研修

保健所保健師が、精神障がい者の障害特性を理解し実践能力を身につけ、措置入院者への地域定着に向けた支援ができるよう知識と技術の向上を図る。

- ① 9月10日(火) 参加者13名
内容:地域精神保健福祉連絡会等に係る事業検討会
- ② 11月20~21日、11月27~28日、12月11~12日 参加者15名
内容:精神科病院実習
実習場所:菊陽病院(急性期病棟、隔離OT、その他の施設、デイケア、外来など)
- ③ 12月17日(火) 参加者20名
内容:措置入院者の退院支援事例検討会

(4)依存症の治療に関わっているスタッフミーティング

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等のスタッフや他の関係機関スタッフを対象に開催しています。

各回、医療機関が持ち回りで企画し、治療状況や取組みなどの情報提供、自助グループとの交流などを通じ、依存症治療に係るスタッフの研修及び情報交換の場となっています。今年度は延べ183名の参加がありました。

期日	担当医療機関	内 容	参加人数
5月9日(木)	熊本市こころの健康センター	・依存症相談拠点における依存症支援の取り組み ・家族の体験談 ・各機関の取組紹介	42
7月11(木)	精神保健福祉センター	依存症専門医療機関情報交換会	35
9月12日(木)	人吉こころのホスピタル	・人吉こころのホスピタルの紹介 ・グループワーク(事例検討)	44
11月14日(木)	県立こころの医療センター	・県立こころの医療センターの紹介 ・グループワーク(意見交換)	32
2月13日(木)	あおば病院	・自助グループの必要性 ・スタッフの体験談	30

4 普及啓発研修

(1)自殺予防対策専門研修会(思春期精神保健研修会と合同開催)

期日	会場	内 容	参加人数
7月30日(火)	くまもと県民交流館パレア	聴き方と訊き方～健やかに支援を続けるための一工夫～ 臨床心理士/公認心理師 小村 美沙紀	170

(2)自殺対策関係講話

期日	研修名	参加人数
4月24日	熊本県教育委員会家庭教育電話相談員研修会	10
7月1日	上益城教育事務所ゲートキーパー研修	36
8月5日	八代市教育委員会ゲートキーパー研修	42
2月27日	宇城地域民生委員・児童委員一般研修(GK出前講座)	220

(3)自死遺族支援に関する研修会及び交流会

期日	名称／会場	内容	参加人数
10月18日(金))	自死遺族支援者研修会/ 熊本市中央公民館	「自死遺族の理解と支援」 講師:山口 和浩 氏 (NPO法人自死遺族ネットワークRe 代表)	11
10月19日(土)	自死遺族交流会/ ウェルパルくまもと	自死遺族交流会	13

(4)ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、研修会を開催しています

①ゲートキーパー養成研修(5.5 時間コース)

期日	開催場所	参加人数
8月1日(木)	天草保健所	21
9月24日(火)	南小国役場	9
9月27日(金)	菊池保健所	19
9月30日(月)	南阿蘇村役場	8
10月23日(水)	御船保健所	20
10月24日(木)	八代保健所	12
11月8日(金)	人吉保健所	12
11月13日(水)	山鹿保健所	8
12月13日(金)	水俣保健所	14

②ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、今後講師として活動できる人材育成として、講師養成研修を開催しています。

期日	開催場所	参加人数
1月22日(水)	精神保健福祉センター	21
1月29日(水)	精神保健福祉センター	19

③若者版ゲートキーパー養成研修(あいプロジェクト)

当センターと熊本県立大学の共同で、令和2年度(2020年度)より若者向けのゲートキーパー養成のための教材作成に着手。令和4年度(2022年度)からは、県内の学校等へ本研修について通知し、中学3年生から大学生(専修学校等も含む)を対象に、熊本県立大学の学生が講師となって本研修の実施を始めています。

期日	開催校	参加人数
10月3日(木)	熊本県立天草工業高等学校	33

(5)薬物乱用防止教室講話

高等学校で実施される薬物乱用防止教室の講師として、自傷行為と依存症についての講話を担当しました。

期日	開催場所	参加人数
9月19日(木)	熊本聾学校 対象:中等部及び高等部の生徒、教職員	42
12月13日(金)	熊本工業高校 対象:全日制3年生、教職員	415

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識や精神障がい者の権利擁護等について、様々な媒体を通して普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

事業名	普及啓発 (講習会・座談会等)		
	件数	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期			
依存症全般	47	47	212
社会復帰			
心の健康づくり	2	2	2
老人精神保健			
自殺関連	7	7	40
犯罪被害			
災害			
計	56	56	254

1 普及啓発

精神障害者(家族)に対する教室等(開催場所:精神保健福祉センター、各保健所)

事 業 名	対 象	期 日	参 加 人 数	啓 発 等 内 容
依存症家族ミーティング				「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示
依存症家族支援プログラム「KUMAFT(クマフト)」				「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示
依存症回復支援プログラム「KUMARPP(クマープ)」				「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示
DV被害女性グループミーティング「ひまわり会」				「8 DV対策支援事業」の項に詳細を掲示
自死遺族グループミーティング「かたらんね」				「10 自殺対策推進事業」の項に詳細を掲示
自死遺族講演会				「3 教育研修」の項に詳細を掲示
ひきこもり本人の集い ひきこもり家族セミナー				「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に詳細を掲示

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成

No.	発行日	普 及 啓 発 資 料	
1	4月	パンフレット「依存症を知っていますか？」	増刷
2	4月	依存症啓発用ポスター	新規作成
3	3月	熊本県精神保健福祉センターリーフレット	増刷

3 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。

5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なもの相談指導を実施し、適切な処置を行っていますが、このような複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたります。

相談の形態は大きく来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、対応するよう努めています。その他、訪問指導や当事者の集いの場の提供を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

※こころのケアチームの相談件数等については「14 被災者のこころのケア」の項に掲載

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員等(精神科医師、臨床心理士)で対応しています。相談は予約制をとっています

いますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

(2) 電話相談体制

8人の電話相談専門の会計年度任用職員を配置し、専用の回線で受理しています。(受付時間は9時～16時)
そのほか、職員も随時対応しています。

2 相談等の件数について

(1) 来所(アウトリーチ含む)・電話の相談件数

	来所(実人数)	来所(延件数)	電話(新規・年度新)	電話(延件数)
1 老人精神保健	4	4	30	41
2 社会復帰	2	16	188	362
3 アルコール	17	23	82	140
4 薬物	11	17	45	117
5 ギャンブル	30	45	81	178
6 ゲーム	4	4	10	18
7 思春期	10	11	115	162
8 心の健康づくり	53	95	675	2,747
9 うつ・うつ状態	10	20	216	1,062
10 摂食障害	1	1	6	6
11 てんかん	0	0	1	2
12 精神疾患・障害の相談	4	5	162	464
13 家族関係・対人関係	3	5	96	900
14 その他	4	5	27	1,017
計	153	251	1,734	7,216

(2) 来所相談(アウトリーチ含む)の状況

○ 男女別の相談状況(実人数)

	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり
男	2	1	13	10	25	4	6	20
女	2	1	4	1	5	0	4	33

	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	精神疾患・障害の相談	家族関係・対人関係	その他	計
男	7	0	0	2	0	1	91
女	3	1	0	2	3	3	62

○ 年齢状況(実人数)

	0~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	不詳	計
男	17	21	27	14	4	8	0	91
女	6	12	9	13	7	14	1	62
計	23	33	36	27	11	22	1	153

○相談者(実人数) ※複数人で来所相談するケースあるため、相談実人数とは異なる。

	本人	本人以外				計
		父母	配偶者	子	その他	
男	53	49	10	3	4	119
女	47	15	2	5	5	74
計	100	64	12	8	9	193

○住所地(実人数)※管轄する保健所ごとに分類

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	15	10	2	17	4	12	8	7	3	0	6	7	0	91
女	8	3	4	17	6	8	5	4	0	3	2	2	0	62
計	23	13	6	34	10	20	13	11	3	3	8	9	0	153

(3)電話相談の状況

○ 男女別の相談数(延べ数)

男	女	不詳	計
3122	4071	23	7216

○ 月別の相談状況(延べ数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	295	196	169	162	116	131	126	113	102	106	112	106	1,734
継続	394	433	451	537	449	492	502	457	469	453	424	421	5,482
計	689	629	620	699	565	623	628	570	571	559	536	527	7,216

○ 新規相談(年度新を含む):相談者の年齢状況

年代	0~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	不詳	計
男	65	102	97	113	79	84	256	796
女	64	69	91	104	111	155	322	916
不詳	10	0	1	0	1	0	10	22
計	139	171	189	217	191	239	588	1,734

○相談者(延人数)

	本人	本人以外				計
		父母	配偶者	子	その他	
男	2,718	234	80	15	75	3,122
女	3,821	127	14	41	68	4,071
不詳	6	11	0	0	6	23
計	6,545	372	94	56	149	7,216

6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るために、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

※ひきこもり支援に係る活動実績については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

○ 活動実績

	組織育成					
	患者会	家族会	依存症の自助団体 ・回復施設	職親会	その他	計
支援件数	13	2	10		11	36

事業名 斜線	業務	組織育成 (支援) 延件数	参加者延数
	延件数		
一般事業			
思春期			
依存症全般	36	1,116	
社会復帰			
心の健康づくり			
老人精神保健			
自殺関連			
犯罪被害			
災害			
計	36	1,116	

当事者及び家族の自助グループ

(1)アルコール依存症

熊本県断酒友の会は、アルコール依存症者とその家族で構成されている自助グループです。11か所に支部があり、支部月例会、夜間例会、家族例会が開催されています。

AA(アルコホーリクス・アノニマス)は、県下に6グループあり、オンラインミーティングも取り入れ、アルコールを必要としない生活を送るためのミーティングが開かれています。

家族のミーティング(アラノン)は、平成30年(2018年)10月より休止中です。

(2)薬物依存症

NA(ナルコティクス・アノニマス)は県下3会場で週1回～隔週のミーティングが開かれています。

家族のミーティング(ナラノン)も1会場で開かれています。

(3)ギャンブル等依存症

GA(ギャンブルーズ・アノニマス)は、熊本グループが7会場、ウズ熊本が2会場でミーティングを開催しています。

家族(ギャマノン)のミーティングは2会場で開かれています。

○依存症自助グループの育成・支援

	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	参 加 者 数
1	ギャマノン健軍・北熊本	4月21日	ギャマノン合同オープンスピーカーズミーティング	60
2	熊本県断酒友の会	5月12日	第14回断酒会家族会みのり	16
3	GA熊本	7月14日	25周年オープンスピーカーズミーティング	148
4	アメシスト	7月28日	アメシスト例会	16
5	熊本県断酒友の会	8月11日	アルコール健康障害対策一般市民公開セミナー	108
6	AA熊本	8月25日	AAオープンスピーカーズミーティング	118
7	アメシスト	3月30日	アメシスト例会	

断酒会に関しては、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣し、事業協力することを通して断酒会などの育成援助を行っています。（「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示）

(4) 熊本アディクションフォーラム

社会一般では正しい理解が浸透しにくく、偏見や誤解の多い依存症（アディクション）について、広く知ってもらうことを目的に、熊本県内の依存症（アディクション）自助グループによるフォーラムが年に1回開催されています。毎月の実行委員会の出席やフォーラム当日の運営補助など、自助グループの普及活動を支援しています。

期日	活動内容	参加者数
5月13日	実行委員会	11
6月3日	実行委員会	10
7月1日	実行委員会	13
8月5日	実行委員会	12
9月2日	実行委員会	16
9月30日	実行委員会	17
10月14日	第21回アディクションフォーラム	188
12月9日	実行委員会反省会	12

7 依存症対策関連事業

1 依存症相談拠点、依存症専門相談員事業

本県では、平成 28 年(2016 年)熊本地震の影響から被災者の飲酒リスクが高まることが懸念されたことから、平成 29 年(2017 年)11 月より依存症専門相談支援事業を開始しました。平成 30 年度(2018 年度)からは依存症専門相談員を増員し、アルコールに留まらず薬物、ギャンブル、ネット、ゲーム、買い物依存などにも相談対応しています。依存症専門相談員は、依存症を専門とする医療機関の精神保健福祉士や看護師、熊本ダルク、熊本クレ・サラ被害をなくす会、熊本どんぐりのスタッフを派遣していただいています。

当センターは平成31年3月、熊本県より依存症相談拠点に指定され、依存症専門相談員による経験豊富な支援を提供するだけでなく、関係機関との連携と専門的な技術支援にも力を入れています。

2 電話相談・来所相談

依存症専門相談は、当センター職員である保健師、臨床心理士/公認心理師だけでなく、精神科医や依存症専門相談員と共に薬物、アルコール、ギャンブル、ネット・ゲーム、買い物、クレプトマニア(窃盗症)、盗撮など、様々な依存に関する相談に対応しています。必要に応じて医療機関、社会資源に繋いでいきます。

	来所相談		電話相談	
	実件数	延件数	実件数	延件数
アルコール	17	23	82	140
薬物	11	17	45	117
ギャンブル	30	45	81	178
ゲーム	4	4	10	18
その他	10	12	35	82
合計	72	101	260	535

3 依存症回復支援プログラム(KUMARPP)

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を改変し、アルコール依存症者も参加できるプロ

グラムを実施しています。月 2 回、年間 23 回開催し、延べ参加者数は 104 名でした。

	延人数	
	男	女
アルコール	21	12
薬物	46	25
合計	67	37

4 依存症家族ミーティング

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の家族が心身共に健康を回復することは、依存症者の回復を促します。家族が正しい知識を学び、家族同士が苦労や悩みを語り、情報共有することを主な目的とし、平成 4 年(1992 年)1 月からアルコール家族教室を開催してきました。平成 6 年度(1994 年度)より名称をアルコール家族ミーティングに、平成 23 年度(2011 年度)からは依存症家族ミーティングに変更し、対象をアルコールのみから薬物やギャンブル等の家族へと拡大しました。毎月第 3 金曜日の午後に開催し計 12 回、参加者は延べ 80 名でした。

	延人数			
	父母	配偶者	子	その他
アルコール	0	7	0	0
薬物	9	0	0	0
ギャンブル等	38	4	14	2
その他	5	0	0	1
合計	52	11	14	3

5 依存症家族支援プログラム(KUMAFT)

平成 29 年度(2017 年度)から、依存症家族支援プログラムを開始しました。アルコール、薬物、ギャンブル等、依存症問題を抱える方のご家族のためのプログラムです。依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションやご家族にできる対応などについて学び、実践するグループです。今年度は 1 クール 6 回を年 2 クール実施し、参加者は延べ 28 名でした

	延人数			
	父母	配偶者	子	その他
アルコール	0	0	0	0
薬物	8	0	0	0
ギャンブル等	15	0	0	0
その他	5	0	0	0
合計	28	0	0	0

6 依存症出張個別相談会

当センターへの来所相談が困難な遠隔地を対象に、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の家族支援を目的として、4 保健所にて計 5 回地域版依存症家族ミーティングを開催してきましたが、令和 2 年度より個別相談会に変更しました。下表の相談会以外にも、来所困難な遠方のご相談には、お住まいの地域にある保健所や役場にて 8 件の出張個別相談を実施しました。

		本人 (延人数)	本人以外(延人数)			
			父母	配偶者	子	その他
6月27日 (木)	八代保健所	0	0	0	0	0
8月22日 (木)	有明保健所	0	0	ギャンブル 1 盗撮 1	0	盗撮 1
10月24日 (木)	人吉保健所	0	0	0	0	0
12月12日 (木)	八代保健所	0	買い物 1	0	0	0
2月27日 (木)	天草保健所	過食 1	買い物 1	0	0	アルコール 2
合計		1	2	2	0	3

7 酒害相談員活動

昭和 50 年(1975 年度)から酒害問題に関する経験や知識のある県断酒友の会会員を酒害相談員として、酒害相談員派遣事業に取り組んでいます。この事業では、酒害相談員が酒を必要としない生活を送るモデルとして、主に入院患者に体験談を届けます。

医療機関名	活動回数	参加者数
あおば病院	2	9
有働病院	2	12
向陽台病院	3	11
酒井病院	1	6
益城病院	1	49
明生病院	1	20
人吉こころのホスピタル	1	7

8 依存症の治療に関するスタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。 今年度は延べ 183 名の参加がありました。

9 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所と連携しており、熊本保護観察所の事業にも協力しています。

事業名	期日	参加人数
薬物依存症のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会	6月 3日	21
矯正施設に収容されている方の引受人会	6月 17日	13
	10月 28日	20
	2月 6日	11
医療観察制度対象者ケア会議	10月 7日	12

10 支援者研修事業

例年、依存症に関する知識の普及を目的に、支援者を対象とした「依存症支援者研修会」を開催しています。

今年度は、事例検討会を 2 回開催しました。

開催日	主催	会場	内容及び講師	参加人数
12月 2日	センター	阿蘇 地域振興局	「問題解決しない事例検討会」 あきやま病院 医師 福田 貴博氏	20
1月 31日	センター	水俣市 総合体育館		10

8 DV対策支援事業

精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために、DV被害者のカウンセリング及び、DV被害女性のグループミーティングを実施しています。さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで、DV加害者相談を行っています。

1 事業の内容

(1)DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取り戻し、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

(2)加害者相談

性別に関係なく、加害者からの相談に対応しています。

	来所相談						電話相談					
	実人数			延人数			実人数			延人数		
	妻	夫	その他	妻	夫	その他	妻	夫	その他	妻	夫	その他
被害	2	0	0	2	0	0	13	1	0	25	1	0
加害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	2	0	0	2	0	0	13	1	1	25	1	1

(3)DV被害女性グループミーティング

平成 16 年(2004 年)4 月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じですが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害女性支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。参加者数は年々減少し、今年度の参加者は 1 名でした。

9 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年(1980年)から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

1 事業の内容

- (1)思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2)思春期精神保健相談窓口の開設

2 事業の実績

- (1)思春期精神保健対策専門研修会(自殺予防対策専門研修会研修会と合同開催)

例年、県内の医療・保健・福祉・教育・行政等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できる内容で企画しています。

開催日	会場	内容及び講師	参加人数
7月30日	くまもと県民交流館パレア	オンラインゲームからオンラインギャンブルへ ～ゲームとギャンブルの共通点～ 国立病院機構久里浜医療センター 精神科医 西村 光太郎氏	170

- (2)思春期精神保健相談(再掲)

精神科医師、臨床心理士等が不登校、ゲーム・ネット依存、摂食障害、自傷行為、薬物依存(違法薬物、処方薬、市販薬)等の相談にあたっています。相談件数は下表のとおりです。

	来所相談		電話相談	
	実人数	延人数	実件数	延件数
本人	9	18	34	34
父母	12	16	53	53
その他	2	2	8	8
合計	23	36	95	95

*ここでは、20歳までの学生、無職の方を思春期と捉えて計上しています

10 自殺対策推進事業

自殺問題は、全国の自殺者が平成 23 年(2011 年)に 14 年連続で 3 万人を超える状態が続いたことなどから全国的に大きな社会問題となりました。自殺は、発生やその背景(年齢層、性別、産業構造等)に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成 19 年度(2007 年度)から 3 年間、厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防・自死遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談等を行っています。

平成 21 年度(2009 年度)からは、⑤ゲートキーパー養成研修を追加し、地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めてきました。平成 26 年度(2014 年度)からは、⑥地域における自殺対策の企画研修も実施しています。

また、平成 25 年度(2013 年度)からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携した途切れない支援を行えるよう、臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

1 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

自殺予防及び自死遺族支援に必要な知識を習得することにより、地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として、県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に研修会を開催しています。

2 自死遺族グループミーティング

大切な方を自分で亡くされたご遺族等が悩みや苦しみを分かち合うことのできる場として、専門のスタッフがファシリテーターとして入るミーティングを平成 20 年度(2008 年度)から奇数月の原則第 4 木曜日に開催しています。

また、平成 27 年度(2015 年度)から令和元年度(2019 年度)まで、偶数月の第 4 木曜日は「地域版ミーティング」として県内各保健所で開催していました。その後は、次の項にある出張個別相談に形を変えています。

実施月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
参加人数	6	4	4	6	6	7

3 自死遺族相談

専任の公認心理師が個別の来所相談にあたっています(毎月第 2 木曜日、偶数月第 4 木曜日)。また、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月は出張個別相談日を設けています。相談件数は下表のとおりです。(延べ人数)

	男性	女性	計
電話相談	3	11	14
来所相談	1	10	11
計	4	21	25

4 自殺予防週間相談電話

9 月 10 日の世界自殺予防デーから 1 週間の「自殺予防週間」に合わせ、9 月 9 日～13 日の 5 日間、通常午前 9 時から午後 4 時までの電話相談時間を午前 9 時から午後 7 時までに延長して実施しました。

5 ゲートキーパー養成研修(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

熊本県では、自殺の危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行って継続的に見守っていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、市町村職員や各相談機関の職員等を対象に保健所主催で研修を実施しています。このゲートキーパー養成研修には、当センターも様々な側面から協力しており、ゲートキーパー養成研修を担うことのできる講師養成については、当センター主催で開催しています。

また、若者の自殺予防対策の一環として、令和 2 年度(2020 年度)から、当センターと熊本県立大学の共同で、若者向けのゲートキーパー養成研修事業にも取り組んでいます。令和 3 年度(2021 年度)にかけて教材を作成し、令和 4 年度(2022 年度)からは、県内の中学 3 年生から大学生(専修学校等も含む)を対象に、熊本県立大学の学生が講師となって本研修を実施しています。

11 精神医療審査会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成 24 年度(2012 年度)からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、措置入院者の一部を除き、熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

1 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
措置入院決定報告書	0	1	0	3	1	4	2	2	7	3	5	3	31
措置入院者の定期病状報告書	1	1	0	2	3	3	2	1	1	2	5	2	23
医療保護入院者の定期病状報告書	97	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224
医療保護入院者の入院期間更新届	0	0	1	1	71	62	73	210	294	253	352	312	1629
医療保護入院者の入院届	207	279	248	195	251	201	213	234	196	165	170	210	2569
計(審査件数)	305	408	249	201	326	270	290	447	498	423	532	527	4476

2 退院請求等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
退院請求のみ	審査	4	1	2	3	1	3	1	0	0	0	2	0	17
	取下	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5
退院請求及び 処遇改善請求	審査	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	取下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処遇改善請求	審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	取下	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	審査	4	1	2	4	1	3	1	0	0	0	2	1	19
	取下	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6

12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、自立支援医療費(精神通院)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。(月 2 回の開催)

○ 判定件数

判定項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
自立支援 医療申請	1,926	1,940	1,287	2,623	1,769	2,092	1,713	2,397	1,809	1,336	2,465	1,011	22,368
精神障害 者保健福 祉手帳	548	532	369	630	451	563	480	556	538	386	613	239	5,905

13 ひきこもり地域支援センター事業

平成 12 年度(2000 年度)より、ひきこもり対策事業に取り組んでいますが、平成 27 年(2015 年)4 月からは、精神保健福祉センター内に設置された「熊本県ひきこもり地域支援センター“ゆるここ”」で、ひきこもりに悩んでいる当事者やご家族からの相談に対応しています。専用の相談電話を設置し、専属のひきこもり支援コーディネーター 1 名、市町村等支援員 1 名、兼務の保健師 1 名で配置して対応しています。

支援の対象は、主な要因が精神疾患ではないひきこもり状態にある方で、家族以外との交流を長く避けていたり本人及び家族、その支援者の方々で、原則熊本市外に在住の概ね 18 歳以上の方です。

1 相談支援

(1) 来所相談

○総件数

	男	女	計
延数	147	58	205
実数	48	18	66

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	計
延数	122	82	8	212*
実数	27	38	6	71*

*本人、家族どちらも来所した場合を含む

(2) 訪問、同行での対応

○総件数

	男	女	計
延数	12	1	13
実数	9	1	10

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	計
延数	4	8	3	15*
実数	4	7	1	12*

*本人、家族どちらも面談した場合を含む

(3) 電話相談

○総件数

	男	女	不詳	計
延数	300	135	3	438
実数	90	34	2	126

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	その他	計
延数	195	166	69	8	438
実数	25	69	27	5	126

(4)手紙での相談

○総件数

	男	女	不詳	計
延数	5	1	0	6
実数	5	1	0	6

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	その他	計
延数	4	1	1	0	6
実数	4	1	1	0	6

(5)メールでの相談

○総件数

	男	女	不詳	計
延数	8	7	0	15
実数	2	1	0	3

○相談者内訳

	本人	家族等	機関	その他	計
延数	10	3	2	0	15
実数	2	1	0	0	3

(6)年代の内訳(延数)

10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不詳	計
16	197	194	190	51	9	20	677

(7)機関からの相談・技術支援(個別ケースでないもの:延数)

電話	来所	訪問	メール	その他	合計
64	8	8	18	0	98

(8)居住地の内訳(実数)

熊本県内	熊本市内	熊本県外	不詳	合計
182	22	3	4	211

保健所圏域の内訳

保健所	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	人吉	水俣	天草
相談者数	19	17	58	13	12	20	14	16	6	7

2 出張相談会の開催

来所が困難な相談者に対し地域での相談会を実施するとともに、各市町村の相談窓口との連携を図り、相談者が身近な地域でサポートが受けられる体制作りを目指しています。

令和6年度(2024年度)は16回の相談会を計画し、そのうち予約のあった9回について相談対応を行いました。

(○囲み番号は、相談実施)

	日程	地域		日程	地域
①	6月7日 (金)	荒尾・玉名	9	6月21日 (金)	八代
②	12月6日 (金)		10	12月4日 (水)	
③	7月5日 (金)	山鹿	⑪	8月23日 (金)	人吉・球磨
④	1月17日 (金)	菊池	⑫	2月21日 (金)	
⑤	7月24日 (水)	阿蘇	13	6月5日 (水)	水俣・芦北
6	1月24日 (金)		14	12月27日 (金)	
7	7月19日 (金)	宇城・美里	⑯	6月26日 (水)	天草
8	2月14日 (金)	上益城	⑯	2月26日 (水)	

3 本人の集い

ひきこもり地域支援センターのひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース CoCo”の参加者を対象に、自助グループ活動の場を提供しています。

人数	金曜		水曜(女)	総計
	男	女	女	全体
延べ	222	165	60	447
実	14	10	13	27

	開催日数	平均参加者数
金曜日	45	7
水曜日	12	5

(1)本人の集い「ゆるっとスペース“CoCo”」(通称:ゆるCoCo)

外出できるようになった本人の居場所として、他者との交流を図る場を設けています。毎週金曜日開催の全ての方を対象にしているものと、毎月1回水曜日開催の女性を対象にしたものがあり、いずれも13時30分から行っています。

利用者年代	20代	30代	40代	50代	不詳	計
実人数	6	8	10	2	1	27

(2)スペース開放(月曜グループ)

ゆるCoCo利用者を対象に、毎週月曜日(休日の場合は翌日)14時からゆるCoCoの部屋を開放しています。

人数	男	女	合計
延べ	9	0	9

4 家族セミナー

家族が孤立するのを防ぎ、悩みを共有したり対応を学ぶ場を設けています。

開催日	内 容	家族の参加人数
4月24日(水)	「自身の性格傾向を知る」	5
6月19日(水)	「就労支援について知る」	12
8月21日(水)	「支援機関を知る」～居場所の紹介～	11
10月16日(水)	「①家族が元気になるセルフケア」	7
12月18日(水)	「ひきこもり経験者との交流会」	14
2月19日(水)	「②家族のセルフケア」～瞑想体験～	6
合計		55

5 家族サロン

CRAFT を参考にしたテキストを基に、家族間のよりよいコミュニケーションについて考えたり、テーマに沿った意見交換や近況報告他、自由な会話をすることを目的に開催しました。

開催月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加人数	0	1	3	0	6	3	6	5	2	2	0	28

6 一般向け講演会

演題 「ひきこもるこころを理解する」

～解決ではなく共にあるために当事者活動から見えてきたこと～

開催日：令和7年1月10日(金) 13:00～16:15 (参加者 107人)

場所：熊本県庁地下大会議室

講師：林 恭子 氏(一般社団法人ひきこもりUX 会議代表理事)

7 支援者向け研修会

事例検討を題材にした小規模の研修会で、合計27人の参加がありました。

会場	開催日	参加人数
<八代会場> 八代地域振興局 大会議室 アドバイザー：松田病院 山口 医師	11月21日(木)	11
<山鹿会場> 鹿本地域振興局 大会議室 アドバイザー：玉名病院 矢田部 医師	11月28日(木)	16
合計		27

8 ひきこもり啓発講座

県や市町村には、ひきこもりに関する偏見等をなくし、ひきこもり当事者やその家族等が安心して生活できる社会環境を醸成する取り組みが求められています。そこで、ひきこもりをはじめとする生きづらさを抱える当事者やその家族等が安心して生活できる環境づくりを目指し、地域住民を対象にした啓発のための講座を実施することとなりました。令和6年度(2024年度)は、5会場で実施、合計222の方が受講しました。

開催日	会場	参加人数
9月17日(火)	宇土市：宇土市役所	61
10月8日(火)	山鹿市：山鹿市役所	33
10月15日(火)	上天草市：上天草市役所(松島庁舎)	26
12月5日(木)	湯前町：湯前町農村環境改善センター	47
1月15日(水)	菊陽町：福祉支援センター	55
合計		222

9 ひきこもりピアセンター活動

平成27年度(2015年度)から、「ひきこもり本人の集い」利用者を対象に、体験談発表、居場所等運営サポート、面談・訪問支援などのピアサポート活動に関心がある方をピアセンターとして養成しており、当センター主催の研修の他、県内各地から依頼があった関係機関へ派遣を行っています。令和6年度(2024年度)も延べ22人が活動を行いました。

○主な活動内容

活動日	主催機関・内容	会場	派遣人数
4月22日	帝塚山大学 ひきこもり支援に向けてのインタビュー	精神保健福祉センター	3
4月26日	ゆるCoCo プログラム 講師担当	ゆるっとスペース CoCo	1
6月13日	熊本県新任者研修 体験談発表	熊本県庁	1
7月5日	ゆるここ出張相談(山鹿市)ピア活動	山鹿保健所	1
7月26日	ゆるCoCo プログラム 講師担当	ゆるっとスペース CoCo	1
9月5日	熊本こころの電話ボランティア講座 体験談発表	精神保健福祉センター	1
9月17日	やさしい地域のまなざし講座(宇土市) 体験談発表	宇土市役所	1
10月8日	やさしい地域のまなざし講座(山鹿市) 体験談発表	山鹿市役所	1
10月11日	熊本県内在住の当事者へのピアサポート(電話)	精神保健福祉センター	1
10月15日	やさしい地域のまなざし講座(上天草市) 体験談発表	上天草市役所(松島庁舎)	1
11月8日	熊本県内在住の当事者へのピアサポート(電話)	精神保健福祉センター	1
11月29日	熊本県内在住の当事者へのピアサポート(電話)	精神保健福祉センター	1
12月5日	やさしい地域のまなざし講座(湯前町) 体験談発表	湯前町農村環境改善センタ	1
1月10日	ひきこもり理解のための講演会 ピア活動	熊本県庁	4
1月15日	やさしい地域のまなざし講座(菊陽町) 体験談発表	菊陽町福祉支援センター	1
2月5日	熊本市医師会看護学校実習にて体験談発表	精神保健福祉センター	1
2月20日	九州看護福祉大学実習にて体験談発表	精神保健福祉センター	1
合計			22

10 研修講師

当センター や他機関が開催する研修会において講師としてひきこもり地域支援センターの取り組みや支援に関する話をすることにより、啓発や支援者養成に寄与するとともに、関係機関との連携を図っています。

○主な派遣先

日付	内 容	場 所
9月5日	「熊本こころの電話」ボランティア電話カウンセラー養成講座	精神保健福祉センター
2月5日	熊本市医師会看護学校実習にて、ひきこもり地域支援センターの取り組みについて紹介	精神保健福祉センター
2月20日	九州看護福祉大学実習にて、ひきこもり地域支援センターの取り組みについて紹介	精神保健福祉センター

11 啓発・情報発信

- (1)ホームページでの情報発信
- (2)市町村広報
- (3)各種研修会等での業務説明・リーフレット配布

○啓発資料

配布開始年度	啓発資料名	改訂状況
H25(2013)作成	“ゆるっと”いこう	R2(2020)
H27(2015)作成	ひきこもり相談窓口	H19(2017) R6(2024)
H29(2017)作成	「ひきこもり」とは？	R6(2024)
R3(2021)購入	「ひきこもり」に悩んでいる方へ	R6(2024)
R6(2024)購入	「ひきこもり」に困ったら…	—

14 被災後のこころのケア事業 (熊本地震被災者支援事業・令和2年7月豪雨災害支援)

平成28年(2016年)4月14日の前震(震度7 M6.5), 4月16日の本震(震度7 M7.3)の大規模災害(熊本地震)が2回あり、甚大な災害が起こりました。当センターでは、災害ストレスにより新たに惹起された精神的問題を抱える住民への対応に追われましたが、平成28年(2016年)10月に熊本こころのケアセンターが開設された以降は、災害被災者の直接的な相談支援は減少しました。平成30年度(2018年度)からは熊本こころのケアセンターと協働した活動となりました。

令和2年(2020年)7月3日から8日にかけて九州地方の広域な地域で線状降水帯が発生し、熊本県南部を中心に土砂崩れが多発。人吉・球磨地域においては1級河川の球磨川やその支流が氾濫し、流域の5市町村に甚大な水害をもたらしました。

死者数は65名、行方不明者は2名という熊本地震による直接死の数に匹敵するほどの災害であり、熊本県精神保健福祉センターは災害対策本部や各地域活動拠点本部での活動やDPAT活動を行いました。7月28日にDPAT活動が終了した後、同日に熊本こころのケアセンターと協働して熊本こころのケアチームを立ち上げ、引き続き被災圏域の支援者・被災者支援を行ってきました。

令和4年3月事業委託を終え、令和4年4月から熊本県精神保健福祉センター内に熊本こころのケアセンターを設置し、災害後のこころのケア事業として活動することになりました。

1 技術支援

(1)個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	計
0	0	1	0	1

(2)関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)

来所	電話	検討会	計
3	96	2	101

(3)関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

保健所	市町村	巡回相談(地域支え合い支援センター)	その他	計
1	2	9	1	13

2 災害対応人材育成

被災地市町村職員、支え合い支援センター職員など災者支援を行う人材育成研修会を開催しました。

月 日	場 所	内 容	参加者数
8月21日	八代地域振興局	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	21
8月22日	熊本県庁	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	80
12月4、5日	熊本市こころの健康センター	サイコロジカル・リカバリースキル(SPR) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	24

15 新型コロナウイルス感染症相談支援事業

令和2年(2020年)4月に新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言も発令され、日本が世界が感染症の恐怖や様々な不安に翻弄され4年が経過しました。熊本でも感染者の拡大、クラスター、医療体制の崩壊の危機等、日々ストレスにさらされる状態が続きました。

その中で、当センターでは新型コロナウイルス感染症に対するこころのケア窓口としての役割を果たしています。特に、来所が困難なケースに対しては、心理士による電話相談も実施しています。

令和6年度新型コロナウイルス感染に関する電話相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	7	5	3	16	10	4	3	0	0	1	0	1	50

Ⅲ 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和 58 年(1983 年)に発足し、年 1 回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

今年度の熊本アルコール関連問題学会は開催せず、令和 7 年度(令和 7 月 9 月 5 日(金)～6 日(土))に熊本で開催される「第 47 回日本アルコール関連問題学会」の準備委員会として活動しました。

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成 4 年(1992 年)に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年 1 回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

令和 6 年度の熊本精神科リハビリテーション研究会総会は 11 月 30 日(土)に、熊本県立劇場大会議室で開催しました。参加者は 69 名でした。

(1)総会

(2)特別講演 「リフレクティングの基本とメンタルヘルス領域における実践可能性」

熊本大学大学院人文社会科学研究部 教授 矢原 隆行 氏

3 第 60 回全国精神保健福祉センター研究協議会

全国精神保健福祉センター研究協議会は、毎年度全国の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されています。令和 6 年度(2024 年度)においては、北海道で開催されました(令和 6 年 10 月 28 日～10 月 29 日)。

10 月 28 日は、「精神保健福祉行政の動向」、「北海道ポールパーク F ビレッジ北広島市のまちづくり」の講演があり、10 月 29 日は、自殺対策・地域づくり、依存症対策・相談支援、アウトリーチ・地域生活支援、精神科救急、手帳・自立支援医療・精神医療審査会の一般演題の発表がありました。

4 九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会

九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会は、毎年度九州管内の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されており、北九州市で開催されました(令和 7 年 1 月 30 日～31 日)。

所長会議及び研究協議会の各協議事項の他、20 事項について情報交換を行いました。

別紙

精神保健福祉センター運営要領

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、都道府県等及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えなければならない。

また、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うものである。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「令和4年改正法」という。）により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならないことが規定された。精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくためには、市町村が相談支援等の取組をこれまで以上に積極的に担っていくことが求められており、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、本要領に示す各業務を総合的に推進する。

2 実施体制

（1）組織体制

組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。

（2）職員の配置

ア 基本的考え方

令和4年改正法により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることが明確化され、それに伴い、センターの保健所及び市町村への支援強化の必要性が増している。

そのため、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質向上の観点に留意し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての機能や市町村の相談支援体制構築のための援助遂行を果たすために十分な人数を配置すること。なお、十分な人数を配置した上で、業務に支障が生じない場合は、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えない。

イ 所長

センターの所長は、市町村の専門的なニーズに対応していくために、精神保健指定医等、精神保健福祉に関する職務を行うのに必要な知識及び技能を十分に有する医師をあてることが望ましい。

ウ 職員構成

センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。

医師については、精神科の診療に十分な経験を有する者をあてること。

医師以外の職員についても、センターが都道府県等の本庁等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門性を発揮できるよう、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分考慮した上で配置すること。

3 業務

以下に示す業務は、いずれもセンターの業務と密接な関係にあり、センターが精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての立場で実施するものである。これらの業務については、都道府県等の本庁、保健所、市町村等必要な関係機関と日頃から連携し、精神障害者やその家族等の意見も考慮しながら進めていくものである。

(1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、市町村や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

(2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町村や市町村を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。

センターは、包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、都道府県等全体の施策に関することや、事例検討等を含む精

精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。

精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日付障害保健福祉部長通知障発1127第10号）に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町村の参加を積極的に促すこと。

（4）普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関する普及啓発を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。

また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

（5）調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町村の規模や資源によって住民への支援に差が生じないよう、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用及び分析し、企画立案に役立てること。また、その結果をもとに都道府県等の本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。

これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

（6）精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町村及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。

相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。

特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。

なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図るために支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

(7) 当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、都道府県等単位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での活動に協力する。さらに、都道府県内の保健所、市町村等に対して、当事者、ピアソポーター等の活用を促進すること。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者的人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第38条の4の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えること。

なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第35条の2の規定による入院者訪問支援事業を都道府県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。

さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

(9) 精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定

法第45条第1項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定

及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

本運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

